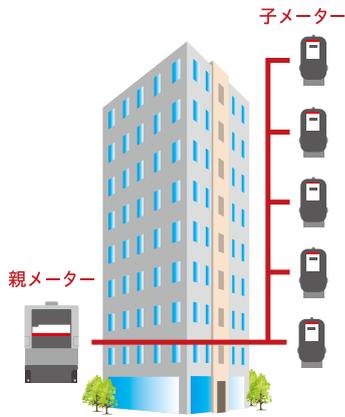


# 子メーター(証明用電気計器)の有効期限を確認しましょう!



貸しビル・テナントビル・寮などで、管理者と入居者との間で電気料金の配分に使用されている子メーターは、計量法によって有効期間が定められています。

## ◆検定証印等の有効期間

計器の種類	定格電流	有効期間
単独計器	20A、60A	機械式7年、電子式10年
	30A、120A、200A、250A	10年
変成器付計器	5A	機械式5年、電子式7年 ただし、定格電圧300V以下で定格1次電流120A以下の変流器とともに使用されるものは7年

## チャッピーからの大切なお知らせ



### 1 子メーターは検定を受けなければ使用できません

計量法第16条により、電気料金の配分に使用する場合、有効期限を経過したメーターを使用することは、原則できません。

### 2 子メーターを違反して使用した場合の罰則

計量法第172条で「6月以下の懲役若しくは50万円以下の罰金に処し、又これを併科する」と規定されています。

## 有効期限の「表示例」と「表示箇所」

子メーターの有効期限は、計器のガラスカバーに貼り付けられている「①検定ラベル」または「②適合ラベル」に表示されています。

### 〈表示箇所〉



### 〈表示例〉

#### ① 検定ラベル



2019年1月より  
西暦表記に変更



2011年4月より  
QRコード付ラベルに変更

#### ② 適合ラベル

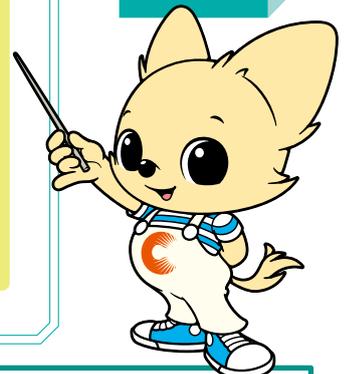


2019年1月より  
西暦表記に変更



2011年4月より  
QRコード付ラベルに変更

\*QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。



本件に関する  
お問い合わせは

日本電気計器検定所 中部支社 まで

URL <https://www.jemic.go.jp/>

TEL 0568-53-6331